

11 事故発生時の対応

- (1) ご利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合、市町村、ご利用者様家族、ご利用者担当居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置は記録します。
- (3) ご利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 サービスの終了

- (1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに書面でお申し出下さい。なお、書面は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

- (2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

- (3) 自動終了

以下の場合には、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定が、非該当（要支援または自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合
- ・ 入院が半年以上続いた場合

- (4) その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することになくすべしサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合（利用者または利用者の家族からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力またはセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、または生じる恐れがある場合にあつて、その危害の発生または発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった時等）は、文書で通知することにより、サービスを即時終了する時があります。
- ・ 入院が3ヶ月以上になった場合、利用日・利用時間は退院後再度ご相談となります。